

東 監 発 第 3 2 号

令和 8 年 8 月 2 5 日

東郷町長 石 橋 直 季 殿

東郷町代表監査委員 二 宮 志 保 子
東郷町監査委員 加 藤 啓 二

令和 7 年度東郷町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に
付された令和 7 年度東郷町健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項の規定により
審査に付された令和 7 年度東郷町資金不足比率について、別紙のとおり審査意
見を提出します。

令和 7 年度東郷町健全化判断比率審査意見

1 審査の概要

町長から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類が正確に作成され、それに基づき健全化判断比率が適正に算定されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の対象

令和 7 年度一般会計等決算における健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期日

令和 8 年 7 月 27 日

4 審査の結果

(1) 総括

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率は、次表のとおりである。

	①実質赤字 比 率	②連結実質 赤字比率	③実質公債費 比 率	④将来負担 比 率
令和 7 年度	—	—	1.0%	—
令和 6 年度	—	—	0.6%	—
早期健全化基準	13.33%	18.33%	25.0%	350.0%

※ 1 ①及び②の「—」は、算定の結果、当該数値が正の値となったもので、赤字額がないことを示す。

※ 2 ④の「—」は、算定の結果、当該数値が負の値となったもので、将来負担額を充当可能財源等が上回ったことを示す。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

一般会計の実質収支は正の値となり、実質黒字であるため、比率は表示されないことを確認した。

イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

全ての会計を対象とした実質収支は正の値となり、実質黒字であるため、比率は表示されないことを確認した。

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率（過去3か年の平均値）である。

実質公債費比率は1.0%で、前年度より0.4ポイント増加し、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っていることを確認した。

エ 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

将来負担額を上回る充当可能財源等があるため、比率は表示されないことを確認した。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 7 年度東郷町資金不足比率審査意見

1 審査の概要

町長から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類が正確に作成され、それに基づき資金不足比率が適正に算定されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の対象

令和 7 年度公営企業会計決算（下水道事業）における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期日

令和 8 年 7 月 27 日

4 審査の結果

(1) 総括

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率は、次表のとおりである。

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化基準
下水道事業	— %	— %	20.0%

※ 1 「—」は、算定の結果、当該数値が負の値となったもので、資金不足が生じていないことを表す。

(2) 個別意見

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

下水道事業は、資金の不足額がないため、資金不足比率は表示されないことを確認した。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。